

事 務 連 絡
令和6年10月10日

各 都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援制度 担当部局担当課 御中

こども家庭庁成育局総務課

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の
算出等の考え方（改訂版 ver.2）について（送付）

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素から御尽力いただき厚く
お礼申し上げます。

標記改訂版について、別添1のとおりお送りいたします。

改訂箇所の詳細については別添2の新旧対照表のとおりですが、主な改訂の
ポイントを以下にまとめております。

都道府県におかれましては、内容について十分御了知の上、指定都市及び中核
市を除く管内市区町村への周知・助言をお願いいたします。

【改訂のポイント】

- ・令和6年子ども・子育て支援法改正により新たに地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた3つの事業（①妊婦等包括相談支援事業、②乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、③産後ケア事業）に係る量の見込み等の算出方法等を追加いたしました。
- ・他の計画と一体的に策定する場合の計画期間の考え方等について記載を追加いたしました。
- ・その他、時点修正等の形式修正を行いました。

問合せ先

こども家庭庁成育局総務課企画調整係

TEL：03-6863-0383

E-mail：seiiku.kikakuchousei@cfa.go.jp